

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 この規程による退職手当は、<u>法人に勤務する職員のうち</u>、常時勤務に服することを要する者（地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第 3 条の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合にその者（死亡による退職の場合には、<u>その遺族</u>）に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(退職手当の支払)</p> <p>第 4 条 退職手当は、職員（死亡による退職の場合には、<u>その遺族</u>）の申出により、小切手の振出し又は口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(除くべき休職月等)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 育児休業規程第 19 条第 1 項に規定する育児短時間勤務又は同規程第 33 条第 1 項の規定による短時間勤務により現実に職務に従事することを要しない期間の<u>あつた</u>休職月等 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等に<u>あつては</u>職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の 3 分の 1 に相当する数（当該相当する数に 1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等に<u>あつては</u>当該休職月等</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 短時間正規職員に関する規程第 4 条第 1 項に規定する短時間勤務により現実に職務に従事することを要しない期間の<u>あつた</u>休職月等退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等に<u>あつては</u>職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の 5 分の 1 に相当する数（当該相当する数に 1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等に<u>あつては</u>当該休職月等</p> <p>2 (略)</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 この規程による退職手当は、職員のうち、常時勤務に服することを要する者（地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第 3 条の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合にその者（死亡による退職の場合にはその遺族）に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(退職手当の支払)</p> <p>第 4 条 退職手当は、職員（死亡による退職の場合にはその遺族）の申出により、小切手の振出し又は口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(除くべき休職月等)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 育児休業規程第 18 条第 1 項に規定する育児短時間勤務又は同規程第 32 条第 1 項の規定による短時間勤務により現実に職務に従事することを要しない期間の<u>あつた</u>休職月等 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等に<u>あつては</u>職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の 3 分の 1 に相当する数（当該相当する数に 1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等に<u>あつては</u>当該休職月等</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 短時間正規職員に関する規程第 4 条第 1 項に規定する短時間勤務により現実に職務に従事することを要しない期間の<u>あつた</u>休職月等退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等に<u>あつては</u>職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の 5 分の 1 に相当する数（当該相当する数に 1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等に<u>あつては</u>当該休職月等</p> <p>2 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前条と記述を統一するための修正</li> <li>・読点の追記</li> <li>・読点の追記</li> <li>・育児休業等に関する規程の改正に伴う条文番号の訂正</li> <li>・字句修正</li> <li>・字句修正</li> </ul>

新		旧		改正理由等
(略)		(略)		
<p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>				
別表（第19条関係）		別表（第19条関係）		
1、2 （略）		1、2 （略）		
3 平成22年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表		3 平成22年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表		
第1号区分	(略)	第1号区分	(略)	
第2号区分	(略)	第2号区分	(略)	
第3号区分	(1)～(4) (略) (5) <u>平成22年4月以後の給与規程の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもののうち理事長が別に定めるもの</u> (6) <u>前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</u>	第3号区分	(1)～(4) (略) (新設)  (5) <u>前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長が別に定めるもの</u>	・こども医療センター及びがんセンターの医療職給料表(3)を適用する副院長に係る職の区分を「2種」に位置付けたことによる改正 ・前項追加による号番号の修正
第4号区分	(1)～(4) (略) (5) <u>平成22年4月以後の給与規程の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち理事長が別に定めるもの又は7級(第3号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</u> であったもの (6)～(9) (略)	第4号区分	(1)～(4) (略) (5) <u>平成22年4月以後の給与規程の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち理事長が別に定めるもの又は7級であったもの</u> (6)～(9) (略)	・こども医療センター及びがんセンターの医療職給料表(3)を適用する副院長に係る職の区分を「2種」に位置付けたことによる改正
第5号区分	(略)	第5号区分	(略)	
第6号区分	(略)	第6号区分	(略)	
第7号区分	(略)	第7号区分	(略)	
第8号区分	(略)	第8号区分	(略)	
第9号区分	(略)	第9号区分	(略)	